

会 則

インドアテニスアカデミー浜松

第1条（名 称）

本アカデミーは、インドアテニスアカデミー浜松（以下アカデミー）と称する。

第2条（目 的）

本アカデミーの目的は、インドアテニスアカデミー浜松の運営する施設を利用することにより会員の心身の健康維持及び増進を図る明朗な運動機関であることを目的とする。

第3条（事務局）

本アカデミーの事務局は浜松市中区富塚町1933-1佐鳴湖パークタウン内に置き、インドアテニスアカデミー浜松が経営管理にあたる。

第4条（会員の種類）

本アカデミーの会員は次の通りとする。

- (1) 名誉会員・特別会員 インドアテニスアカデミー浜松の推薦に基づき承認した者。
- (2) インドア会員・アウトドア会員 本人のみ利用可能で記名式とし、利用時間は営業時間内とする。

第5条（入会手続き）

本アカデミーに入会を希望する者は所定の入会申請書をクラブに提出し、インドアテニスアカデミー浜松の承認を経て、入会申込書を提出後所定の入会金及び月会費をクラブに払い込むものとする。

第6条（入会金・月会費）

入会金、月会費はアカデミーの定める金額とし、いかなる場合もこれを返還しない。

第7条（会員の施設利用）

会員はアカデミーの定める会費及び使用料金を支払って会員の種別に応じて施設を利用することができる。但し、アカデミーはアカデミーの主催するテニススクール及び競技会の開催その他やむを得ないと認めた場合、一定の期間及び時間を定めて施設の利用を制限することができる。

第8条（施設の一部廃止制限等）

天変地異、法令の改正、社会情勢、経済状況の著しい変化、その他アカデミーとして必要やむを得ない事由が生じた場合はアカデミー施設の一部を廃止し又はその利用を制限することができる。

第9条（資格の一時停止又は除名）

会員は、次のアカデミー決議により資格の一時停止又は除名をすることができる。

- (1) 秩序を著しく乱したりアカデミーの名誉及び信用を傷つけた場合。
- (2) アカデミーの諸規則に違反した場合。

第10条（資格の喪失）

- (1) 退会・除名
- (2) 死亡
- (3) 月会費の未納

第11条（ビジターの利用）

原則的にビジターの利用はできないものとする。但し、施設に余裕のある場合は会員同伴及び紹介に基づきビジターの施設利用料金にてテニスコート利用を認めることがある。

第12条（傷害、盗難）

施設内で発生した傷害、盗難その他不慮の事故については一切本クラブの責に介さないものとする。

第13条（細則）

本会規則に定めない事項及び事務遂行上必要な細則はアカデミーがこれを定める。

第14条（改 正）

本会規則の改正変更はクラブの定めるところによるものとしてその効力は全ての会員に及ぶものとする。

第15条（譲 渡）

いかなる理由においても会員資格は譲渡、及び名義変更はできない。